由利本荘市地域　循環型社会形成推進地域計画
（第三期）

由利本荘市

令和４年１２月　９日
令和５年　４月　３日
令和６年１１月２７日

＜　目　　次　＞

１．　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
（１）対象地域 1
（２）計画期間 1
（３）基本的な方向 1
（４）ごみ処理の広域化、施設の集約化の検討状況 2
（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 2
２．　循環型社会形成推進のための現状と目標 3
（１）一般廃棄物等の処理の現状 3
（２）一般廃棄物等の処理の目標 3
３．　施策の内容 5
（１）発生抑制、再使用の促進 5
（２）処理体制 7
（３）処理施設等の整備 9
（４）施設整備に関する計画支援事業 10
（５）その他の施策 10
４．　計画のフォローアップと事後評価 11
（１）計画のフォローアップ 11
（２）事後評価及び計画の見直し 11

様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表１
様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表２
参考資料様式１　施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
参考資料様式２　施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式８　計画支援概要
別添１　施設位置図
別添２　現状と目標のトレンドグラフ
別添３　洪水・津波ハザードマップ

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

市　　名	秋田県由利本荘市 （平成17年3月22日に本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町及び鳥海町が合併）
面　　積	1,209.59㎢
人　　口	73,041人（令和4年9月30日現在）
備　　考	振興山村地域・過疎地域・豪雪地域

（２）計画期間

本計画は、令和５年４月１日から令和12年３月31日までの７年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（３）基本的な方向

本市は、秋田県で最大の面積を誇る市として、県南西部に位置し、南に鳥海山、東に出羽丘陵を望み、中央を子吉川が貫流して日本海にそそぐ、山と川と海の美しい自然に恵まれた地域である。

平成17年３月、１市７町が合併し誕生した本市は、これまで、地域差のあったごみの分別・排出基準の平準化を図りながら、ごみの減量と適正処理に取り組んできた。

近年では平成19年10月施行の生活系ごみの有料化を契機に、ごみの排出量・排出量原単位共に減少傾向にある。

平成27年度には、効率的なごみ処理行政への転換として、本市に２施設あった焼却施設を１施設に統合した。主力焼却施設（本荘清掃センター）は、平成25～26年度に基幹的設備改良工事を行い、それまでの16時間運転から24時間運転へ切り替え、本市の可燃ごみの焼却処理を継続している。廃止した焼却施設（矢島鳥海清掃センター）については、広範囲な行政面積の一般廃棄物を効率的に収集するための中継施設として活用するため、一部撤去、一部改築工事を行った。

今後は、人口減少・高齢化など社会情勢の変化と、広範囲な行政面積と散在するごみ処理施設を抱える本地域の情勢を踏まえながら、これまで以上に市民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの減量化・適正処理に努めることはもちろんのこと、さらに、効率的なごみ処理行政への転換と環境への負荷が低減される循環型社会の構築を推進し、ごみの排出量原単位の増加抑制に努める方向性を基本とする。

また、3Rを基調とした適正なごみ処理体制を市民・事業者と協力し、それぞれの役割と責任を果たしながら、循環型社会の構築に取り組んでいく。

（4） ごみ処理の広域化、施設の集約化の検討状況

秋田県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見を踏まえながら令和 3 年 9 月「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。

その中で当該地域は、由利本荘市ブロックとして位置づけられており、焼却施設が 1 施設（本荘清掃センター）稼働している。

ごみ焼却施設については、令和 10 年度に新施設が稼働する予定となっていることから、新施設の稼働までは現状の処理体制を継続する。

（5） プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。本市では、新ごみ処理の稼働に合わせ、プラスチック製容器包装の分別収集を開始し、資源化を促進する。

製品プラスチックについては当面は可燃ごみとして熱回収に努めるが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等も踏まえながら分別収集及び再商品化の実施方法や実施時期等について検討する。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

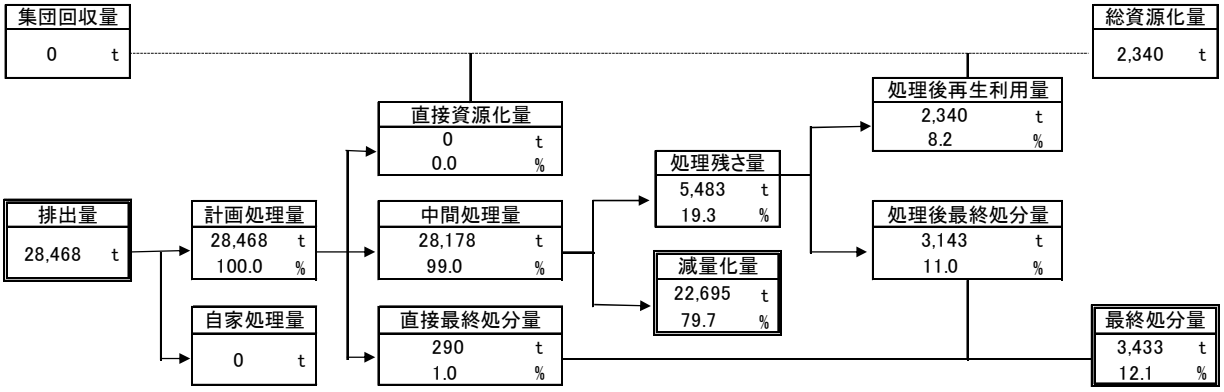

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1　一般廃棄物の処理状況フロー

（２）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1　減量化・再生利用に関する現状と目標

指　標		現　状（割合※1）（令和3年度）	目　標（割合※1）（令和12年度）
排　出　量	事業系　総排出量	7,080 トン	5,994 トン　（　-15.3 %）
	1事業所当たりの排出量※2	2.03 トン/事業所	1.72 トン/事業所　（　-15.3 %）
	生活系　総排出量	21,388 トン	15,179 トン　（　-29.0 %）
	1人当たりの排出量※3	256.7 kg/人	178.6 kg/人　（　-30.4 %）
	合　計　事業系生活系排出量合計	28,468 トン	21,173 トン　（　-25.6 %）
再生利用量	直接資源化量	0 トン　（　0.0 %）	0 トン　（　0.0 %）
	総資源化量	2,340 トン　（　8.2 %）	2,989 トン　（　14.1 %）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	- MWh	5,400 MWh
		- GJ	0 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	3,433 トン　（　12.1 %）	2,663 トン　（　12.6 %）

※1　排出量・総排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2　(1 事業所当たりの排出量) ＝｛(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)｝／(事業所数)

※3　(1 人当たりの排出量)＝｛(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)｝／(人口)

《用語の定義》

排　　出　　量：事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみ等を除く)[単位：トン]

総　排　出　量：排出量に集団回収されたごみ等を含めた量[単位：トン]

再　生　利　用　量：集団回収量等、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

総　資　源　化　量：集団回収量等の資源化量を含んだ量[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWｈ]

減　量　化　量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最　終　処　分　量：埋立処分された量[単位：トン]

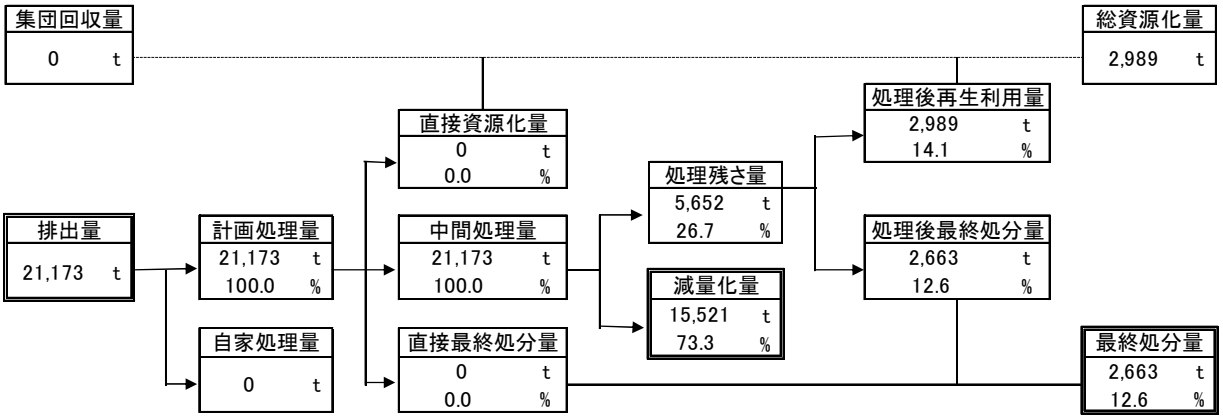

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

３．施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進

ごみの排出抑制及び再資源化に際し、市民・事業者・市の３者が協働してそれぞれの役割を実践しなければならない。以下、市民及び事業者が取り組むべき項目と市の施策を整理した。

ア．市民の取り組み

生活系ごみの減量化と再資源化のため、各家庭は以下のことを実行する。

①資源ごみの分別を徹底する

- 資源化できる缶類、びん類、紙類、ペットボトルなどは分別することを徹底。
- 排出にあたっては引取基準に適合するよう、ビン類は３色分別、ペットボトルは洗浄・ラベルはがし・キャップの取り外し等を徹底。
- 市の収集のほか、大型食料品店・電気店の店頭回収や地域のリサイクル活動を積極的に利用する。

②ごみになるものを少なくする

- 使い捨て商品、容器の安易な使用を自粛する。捨てる前に再資源化・再利用できないか検討する。
- 物を大切に使い、破損や故障の場合には修理・修繕等を試してみる。
- 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋等の消費を抑制する。
- 遊休品は、別の使途を考えたり、欲しい人がいないか聞いてみる。また、リサイクルショップを利用してみる。
- 商品購入の際は、ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器・再生品等を選択するように心がける。

③生ごみ（厨芥類）の排出を抑制する

- 食材等を無駄にしないように、必要な分だけ購入するように心がける。
- 生ごみ（厨芥類）を排出する際は、水を切ってから排出する。

イ．事業者の取り組み

事業者は、やがて廃棄物となる商品を製造販売する主体であることから、以下に示す事項を積極的に実行する。

①生産・販売段階でのゼロエミッション型事業活動

- 従業員のごみの排出抑制、資源化に関する意識の高揚を図る。
- 過剰包装を行わず、適正包装の方法の開発及び促進に努める。
- ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品等を製造し、また、故障時の際の修理体制を充実させる。
- トレイ、牛乳パックその他の商品の回収ボックスの設置や分別回収に協力する。

②適正処理と再生委託

・資源化が可能なものは、極力再資源化ルートへのせる。
・プラスチック類は、適正な再生処理業者に委託する。
・その他のごみも適正処理ができる業者へ処理委託する。

③自社のごみ量の把握と処理費調査

・自社のごみ量と収集・処理に係る金額を把握し、コスト意識を高めることによって、排出の削減に結びつける。

ウ．市の取り組み

生活系ごみ及び事業系ごみの減量化と資源化の促進を図るため、以下に示す施策事項の実施を検討する。

①ごみ減量のためのシステム整備

・常設リサイクル回収拠点の整備。
・資源回収業者、資源再生業者ルートの調査、連携強化する。また、住民・事業者に対してごみやリサイクル等に関する情報がよく浸透するように、市は現状及び将来について適切な情報を提供する。
・廃食油の回収及び生ごみの堆肥化・流通システムの構築に向けた検討。
・拠点回収システム導入の検討。

②生活系ごみの減量・資源化

・ごみの分別の徹底とごみの排出方法の見直し。
・ごみの収集品目の拡充。

③事業系ごみの減量・資源化

・食品廃棄物の再資源化や有料化施策の強化等により、排出抑制を目指す。
・多量排出事業者を対象に、減量、処理に関する計画策定の指導を行う。

④ごみの有料化

・由利本荘市では、平成 19 年 10 月からごみの有料化を実施しており、引き続き実施していく。ごみ処理基本計画の中間目標未達成時に、値上げ導入の是非を検討する。

⑤環境教育・普及啓発

・「まちづくり宅配講座」や市民説明会によるごみの分別と減量意識の啓発活動を推進する。
・ダンボールコンポストをきっかけとした環境教育を強化する。

・広報やパンフレット、ホームページや市ケーブルテレビにより市民への周知を図り、「意識改革」を推進する。
・次世代を担う小・中学生に対する環境教育を実施するため、関係機関と協議を行う。
・町内会をはじめとした市民団体や関連団体等と協働し、地域に根ざした環境学習や普及活動を行う。

⑥マイバッグ運動・レジ袋対策
・「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」への参加事業所の拡大と住民団体等と協働し、マイバッグ運動等を推進する。

（2）処理体制

ごみ処理体制は、今後も効率化を図っていくものとする。

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。

現状、本市においては 7 分別による収集を実施し、本荘清掃センター、リサイクル施設の 2 施設において中間処理を行っている。今後、新しい施設の稼働に合わせて、プラスチック製容器包装類の分別を開始し、8 分別による収集体制に変更する予定である。

また、平成 26 年度に焼却処理を停止した矢島鳥海清掃センターの跡地を利用し、平成 28、29 年度に改造工事を行い、サテライトセンター（ごみの中継施設）として活用している。

今後は、これら中間処理施設及びサテライトセンターの 3 施設体制を維持しつつ、令和 16 年度稼働予定のマテリアルリサイク推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設を加え、さらに効率的なごみ処理を図ることとする。

イ．事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。なお、収集については、事業者責任に基づく処理を基本としていることから、事業者による直接搬入または許可業者への委託を指導しており、今後も継続することとしている。

ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、現在、産業廃棄物のあわせ処理は行っていないが、将来、下水処理、し尿処理等との連携の可能性について、下水汚泥、し尿の脱水汚泥の処理を検討する。

表2　由利本荘地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現　　状（令和3年度）

分別区分		処理方法		処理施設等 一次処理	処理施設等 二次処理	処理実績
可燃ごみ		焼却		本荘清掃センター 中継施設 矢島鳥海清掃センター	埋立 本荘一般廃棄物最終処分場 由利一般廃棄物最終処分場 東由利一般廃棄物最終処分場 鳥海一般廃棄物最終処分場 矢島鳥海清掃センター一般廃棄物最終処分場 本荘由利広域市町村圏組合埋立最終処分地 焼却 本荘清掃センター	23,919t
不燃ごみ		破砕・選別				1,110t
粗大ごみ						1,087t
資源ごみ	缶類	リサイクル	選別・圧縮		（売却）	467t
	びん類		選別	リサイクル施設 矢島鳥海清掃センター		403t
	紙類		ストック			1,315t
	ペットボトル		圧縮・梱包	リサイクル施設		155t

今　　後（令和12年度）

分別区分		処理方法		処理施設等 一次処理	処理施設等 二次処理	処理見込
可燃ごみ		焼却		エネルギー回収型廃棄物処理施設 中継施設 矢島鳥海サテライトセンター	埋立 本荘一般廃棄物最終処分場 由利一般廃棄物最終処分場 鳥海一般廃棄物最終処分場 矢島鳥海サテライトセンター一般廃棄物最終処分場 本荘由利広域市町村圏組合埋立最終処分地 焼却 エネルギー回収型廃棄物処理施設	16,900t
不燃ごみ		破砕・選別		マテリアルリサイクル推進施設 矢島鳥海サテライトセンター		742t
粗大ごみ						542t
資源ごみ	缶類	リサイクル	選別・圧縮		（売却）	361t
	びん類		選別			1,881t
	紙類		ストック			
	ペットボトル		圧縮・梱包	マテリアルリサイクル推進施設		747t
	プラスチック製容器包装		圧縮・梱包			

（3）処理施設等の整備

ア．廃棄物処理施設

現有施設を適切に維持管理し、処理を継続することとする。

地域住民の利便性を確保することを目的として、旧矢島鳥海清掃センターの一部解体、一部改築工事を行い、矢島鳥海サテライトセンター（ごみ中継施設）として平成30年度に本稼働を開始している。

また、施設の老朽化に伴う更新、資源化率の向上を目的とした施設の新設を表3のとおり行う。

表3　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事　業　名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	12.6t/5h	由利本荘市川口字大日沢山地内	R5～R11 (R3～R15)	－
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	71t/日	由利本荘市川口字大日沢山地内	R5～R11 (R3～R15)	－
3	既存焼却施設	既存焼却施設解体撤去工事事業	130t/日	由利本荘市二十六木下鎌田野33-1	次期計画	－

※　現有処理施設の概要を添付（p13 参照）

（整備理由）

事業番号１：既存施設の老朽化に伴う更新、プラスチック製容器包装類の分別収集実施に伴う整備

事業番号２：既存施設の老朽化に伴う更新

事業番号３：焼却施設の更新及び既存施設の老朽化に伴う解体

（4）施設整備に関する計画支援事業

（3）の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表 4　実施する計画支援事業

事業番号	事　業　名	事業内容	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る事業者選定支援	事業者選定支援	R5・R10
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号2）に係る事業者選定支援	事業者選定支援	R5・R10
3	既存焼却施設の解体（事業番号3）に係るダイオキシン類調査	ダイオキシン類調査	次期計画
	既存焼却施設の解体（事業番号3）に係るアスベスト調査	アスベスト調査	次期計画
	既存焼却施設の解体（事業番号3）に係る解体計画	既存焼却施設の解体計画	次期計画

（5）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア．不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けた施策、環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報誌による注意喚起を行い不法投棄の防止を図る。

また、不法投棄の撲滅に向け、関係機関と対策会議を開催し、連携を図る。

イ．災害廃棄物処理対策

大規模災害発生時の廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画に基づき適切に対応する。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、秋田県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、結果を取りまとめたうえ、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表1

1　地域の概要

(1)地域名	秋田県由利本荘市	(2)地域内人口	73,041 人	(3)地域面積	1,209.59 km^2
(4)構成市町村等名	由利本荘市	(5)地域の要件	(人口) 面積 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目　標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
排出量	事業系　総排出量（トン）	7,014	7,111	7,355	6,472	7,080	5,994 (R3比 −15.3%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.85	1.89	1.92	1.77	2.03	1.72 (R3比 −15.3%)
	生活系　総排出量（トン）	19,831	19,889	20,268	19,964	21,388	15,179 (R3比 −29.0%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	220.1	221.6	229.7	234.3	256.7	178.6 (R3比 −30.4%)
	合計　事業系生活系排出量合計（トン）	26,845	27,000	27,623	26,436	28,468	21,173 (R3比 −25.6%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	総資源化量（トン）	2,626 (9.8%)	2,709 (10.0%)	2,717 (9.8%)	2,473 (9.4%)	2,340 (8.2%)	2,989 (14.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	−	−	−	−	−	5,400
	エネルギー回収量（年間の熱利用量 GJ）	−	−	−	−	−	0
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,786 (14.1%)	3,797 (14.1%)	3,788 (13.7%)	3,878 (14.7%)	3,433 (12.1%)	2,663 (12.6%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

無し。

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（1）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
廃棄物処理施設	矢島鳥海清掃センター	由利本荘市	ストーカ式焼却炉 バッチ運転	20トン／日	H11.3	R10.3廃止予定	未定	浸水対象区域外	
廃棄物処理施設	本荘清掃センター	由利本荘市	ストーカ式焼却炉 連続運転 破砕・選別	焼却130トン／日 破砕40トン／5h	H6.8	R10.3廃止予定	未定	（浸水深0.3～0.5m）周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は「災害時における相互援助に関する協定」に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H27.3 基幹改良完了
資源化施設	－	由利本荘市	選別・減容	13.5トン／日	H13.4	未定	未定	浸水対象区域外	
最終処分場	矢島鳥海サテライトセンター最終処分場	由利本荘市	管理型	25,700m^3		R7.3	未定	浸水対象区域外	
最終処分場	広域埋立処分場	本荘由利広域市町村圏組合	管理型	50,400m^3		R7.3	未定	浸水対象区域外	
中継基地（保管積替）施設	矢島鳥海サテライトセンター	由利本荘市	－	1.8トン／日	H11.3 整備工事　H30.4			浸水対象区域外	矢島鳥海清掃センター跡地

（2）更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月	更新（改良）・新設理由	廃焼却施設解体の有無（解体施設の名称）	廃焼却施設解体事業着手（予定）年月 完了（予定）年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル推進施設	未定	由利本荘市	破砕・選別	6.5トン／5h	R16.3	現有施設老朽化のため新設	未定	未定	浸水対象区域外	－	
			圧縮・梱包施設	6.1トン／5h		プラスチック製容器包装類の分別収集の実施のため新設				○	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	未定	由利本荘市	焼却方式	71トン／日	R16.3	現有施設老朽化のため新設	有 （本荘清掃センター）	次期計画	浸水対象区域外	－	

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

様 式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 開始	終了	総事業費(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	交付対象事業費(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							420,222	157,766	251,456	0	0	0	0	11,000	25,870	6,566	10,504	0	0	0	0	8,800	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業リサイクルセンター							217,249	79,513	126,736	0	0	0	0	11,000	18,973	3,913	6,260	0	0	0	0	8,800	
敷地造成工事	1	由利本荘市	6.5	t/日	R5	R6	206,249	79,513	126,736						10,173	3,913	6,260						R4～R6
更新整備事業※2	1	由利本荘市	6.5	t/日	R11	R11	11,000			0	0	0	0	11,000	8,800			0	0	0	0	8,800	R11～R15
マテリアルリサイクル推進施設整備事業容器包装リサイクル推進施設							202,973	78,253	124,720	0	0	0	0	0	6,897	2,653	4,244	0	0	0	0	0	
敷地造成工事	1	由利本荘市	6.1	t/日	R5	R6	202,973	78,253	124,720						6,897	2,653	4,244						R4～R6
更新整備事業※2	1	由利本荘市	6.1	t/日	R11	R11	－			－	－	－	－	－	－			－	－	－	－	－	リサイクルセンターに含む
○エネルギー回収等に関する事業							350,875	82,234	131,086	0	0	0	0	137,555	37,472	6,633	10,610	0	0	0	0	20,229	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業							350,875	82,234	131,086	0	0	0	0	137,555	37,472	6,633	10,610	0	0	0	0	20,229	
敷地造成工事	2	由利本荘市	71	t/日	R5	R6	213,320	82,234	131,086						17,243	6,633	10,610						R4～R6
更新整備事業	2	由利本荘市	71	t/日	R11	R11	137,555			0	0	0	0	137,555	20,229			0	0	0	0	20,229	R11～R15
																							次期計画
○施設整備に関する計画支援事業							39,600	27,170	0	0	0	0	12,430	0	39,600	27,170	0	0	0	0	12,430	0	
マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る事業者選定支援※1	1	由利本荘市	12.6	t/日	R5	R10	39,600	27,170	0				12,430		39,600	27,170	0				12,430		R11～R15
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号2)に係る事業者選定支援※1	2	由利本荘市	71	t/日	R5	R10	－	－	－						－	－	－						事業番号1に含む
														0	0							0	
合　　計							810,697	267,170	382,542	0	0	0	12,430	148,555	102,942	40,369	21,114	0	0	0	12,430	29,029	

※1　マテリアルリサイク推進施設整備に係る事業者選定支援(事業番号1)の総事業費及び交付対象事業費には、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る事業者選定支援(事業番号2)の総事業費及び交付対象事業費を含む。
※2　マテリアルリサイク+C11:AB45ル推進施設整備事業リサイクルセンター更新整備事業の総事業費及び交付対象事業には、マテリアルリサイクル推進施設整備事業、容器包装リサイクル推進施設更新整備事業の総事業費及び交付対象事業費を含む。

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名　秋田県

⑴ 事業主体名	由利本荘市
⑵ 施設名称	未定
⑶ 工期	令和 5 年度～ 令和 11 年度　（全体：令和 3 年度～令和 15 年度　）
⑷ 施設規模	12.6 t/5h
⑸処理方式	破砕・選別、圧縮・梱包
⑹ 地域計画内の役割	現有施設が老朽化していることから、新施設の整備を行う。 市域内で発生する不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの適正処理を行い、資源循環を推進するとともに、焼却処理量、最終処分量の削減を図る。 再生利用率の向上に対する施策として、プラスチック製容器包装類の分別収集を開始することに伴い、処理施設を新設する。
⑺　廃焼却施設解体工事の有無	有　　(無)

「ストックヤード」を整備する場合

⑻ ストック対象物	プラスチック製容器包装

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

⑼容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法　未定・圧縮梱包処理 ・ごみ容器の種類・設置基数　未定 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模　　未定 ・ストック対象物　プラスチック製容器包装類 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法　未定 ・処理能力　未定 ・設置場所　未定 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量）　未定 ・運行計画　　未定

「灰溶融施設」を整備する場合

⑽スラグの利用計画	該当無し

⑾総事業計画額	6,888,222 千円　（全体：6,951,327 千円） うち、交付対象事業費　5,358,648千円（全体：5,361,279千円）

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　秋田県

⑴ 事業主体名	由利本荘市
⑵ 施設名称	未定
⑶ 工期	令和 5 年度～ 令和 11 年度　(全体 : 令和 3 年度～令和 15 年度)
⑷ 施設規模	処理能力　　71 t/日
⑸ 形式及び処理方式	未定
⑹ 余熱利用の計画	１．発電の有無　　有（発電効率　11.5%以上） ２．熱回収の有無　　有
⑺ 地域計画内の役割	現有施設が老朽化しているため、施設を更新する。 市域内で発生する可燃ごみを適正処理するとともに、積極的にエネルギー回収を行い、有効利用を図ることで、循環型社会の形成を推進する。
⑻ 廃焼却施設解体工事の有無	㊒　　無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

⑼ 燃料の利用計画	該当無し

「メタンガス化施設」を整備する場合

⑽ バイオガス熱利用率	該当無し
⑾ バイオガスの利用計画	該当無し

⑿総事業計画額	17,810,570 千円　(全体 : 17,843,465 千円) うち、交付対象事業費　12,664,163千円 (12,666,821千円)

【参考資料様式８】

計 画 支 援 概 要

都道府県名　秋田県

⑴ 事業主体名	由利本荘市	
⑵ 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため
⑶ 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る事業者選定支援	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号2）に係る事業者選定支援
⑷ 事業期間	令和5年度～令和6年度	令和5年度～令和6年度
⑸ 事業概要	マテリアルリサイクル推進施設整備に当たり事業者を選定するための支援	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に当たり事業者を選定するための支援

⑹総事業計画額	39,600 千円 うち、交付対象事業費　39,600千円

別添１　施設位置図

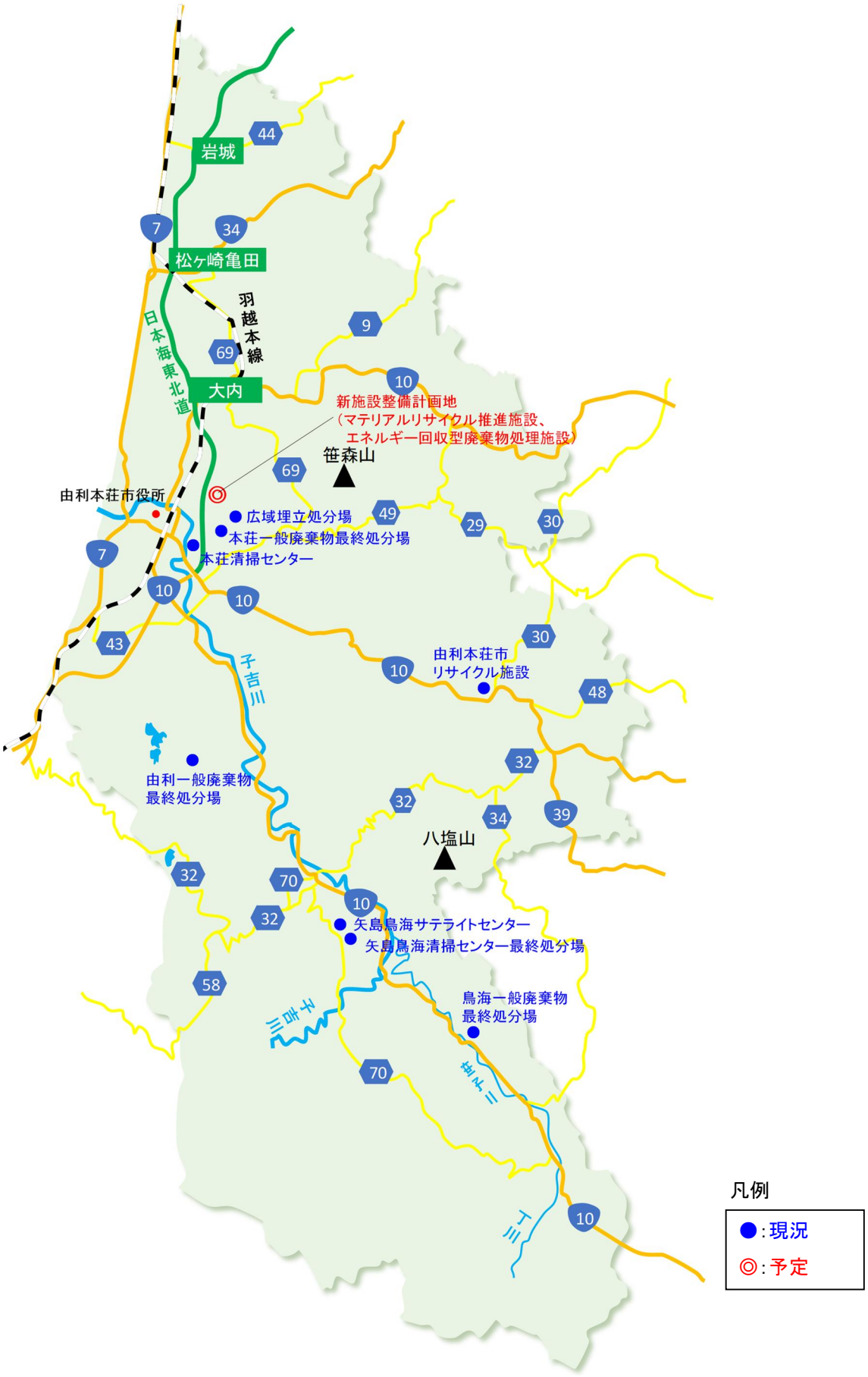
岩城
松ヶ崎亀田
羽越本線
日本海東北道
大内
新施設整備計画地
（マテリアルリサイクル推進施設、
エネルギー回収型廃棄物処理施設）
笹森山
由利本荘市役所
広域埋立処分場
本荘一般廃棄物最終処分場
本荘清掃センター
子吉川
由利本荘市
リサイクル施設
由利一般廃棄物
最終処分場
八塩山
矢島鳥海サテライトセンター
矢島鳥海清掃センター最終処分場
鳥海一般廃棄物
最終処分場
凡例
●：現況
◎：予定

別添２　現状と目標のトレンドグラフ

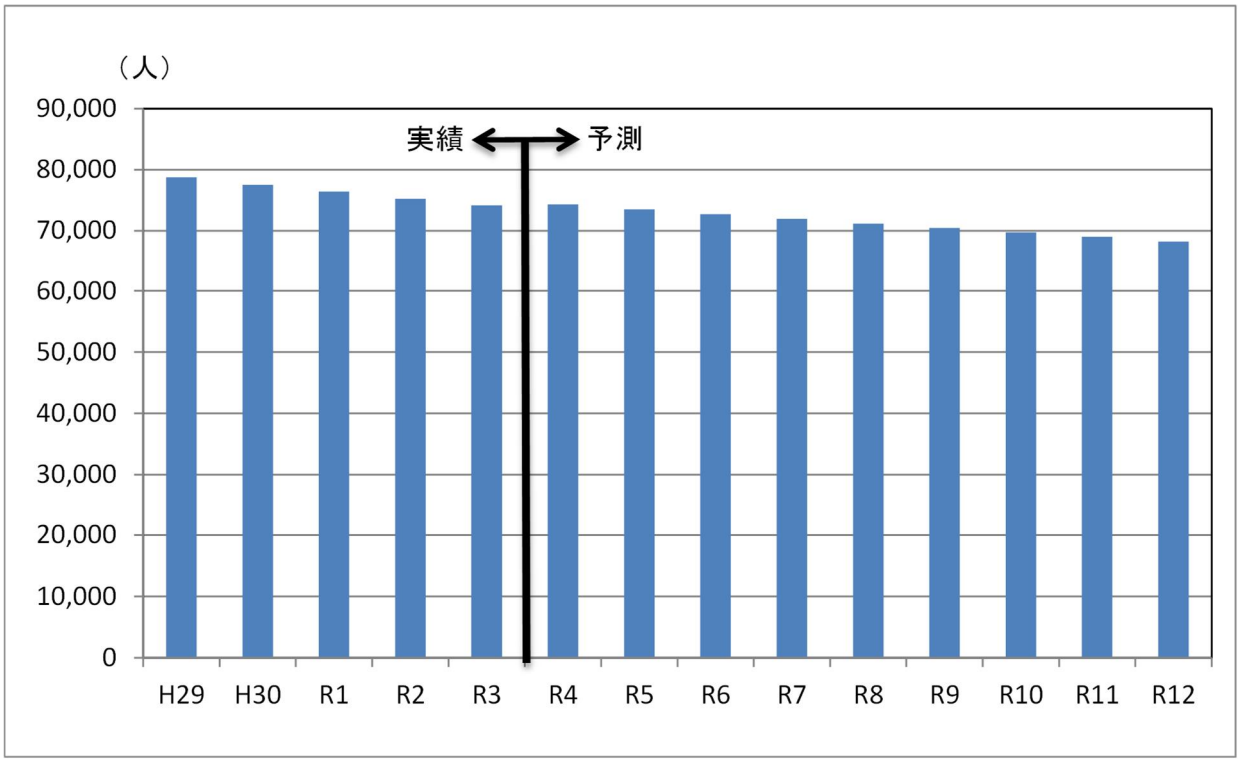

図3　人口の現状及び目標

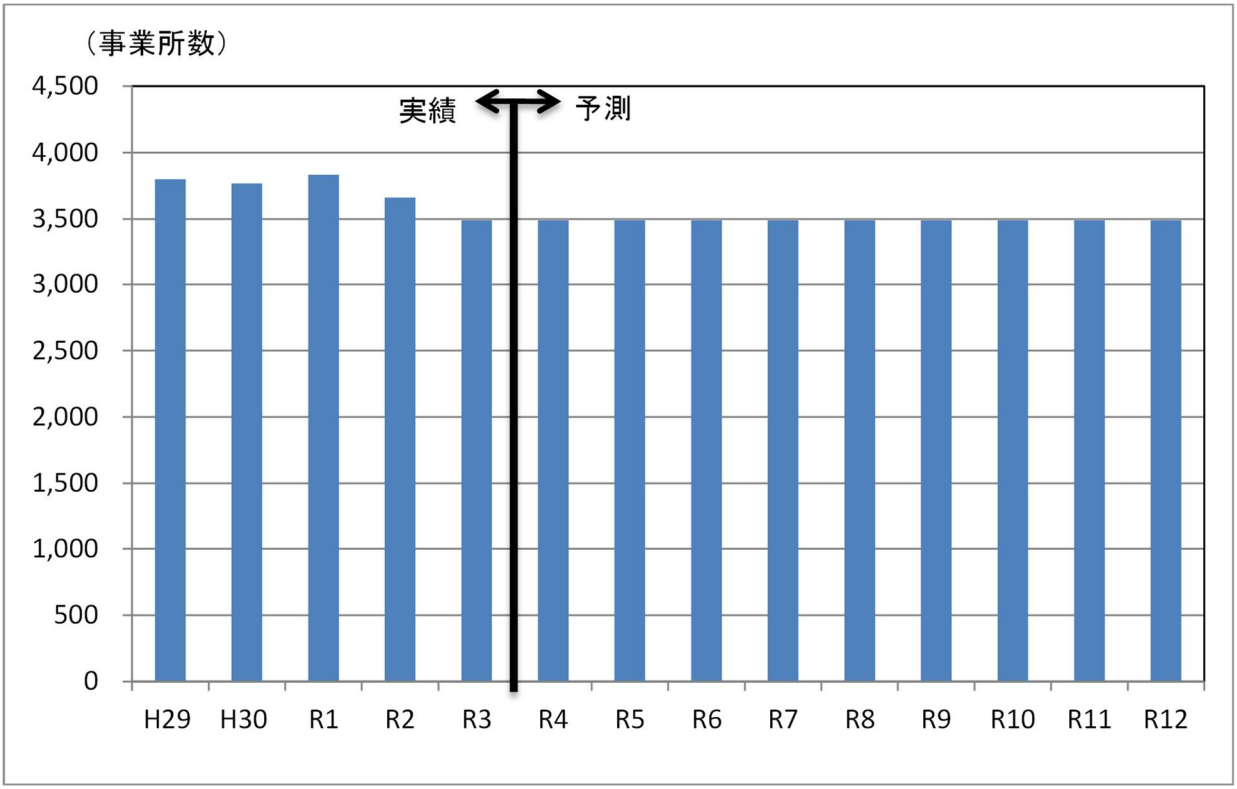

注）1. 出典：令和元年度：経済センサス基礎調査（甲調査結果）、令和3年度：経済センサス活動調査（S公務除く）

注）2. H29及びH30はH28とR1実績を均等割より推計、R2はR1とR3の均等割より推計、R4以降はR3固定

図4　事業所数の現状及び目標

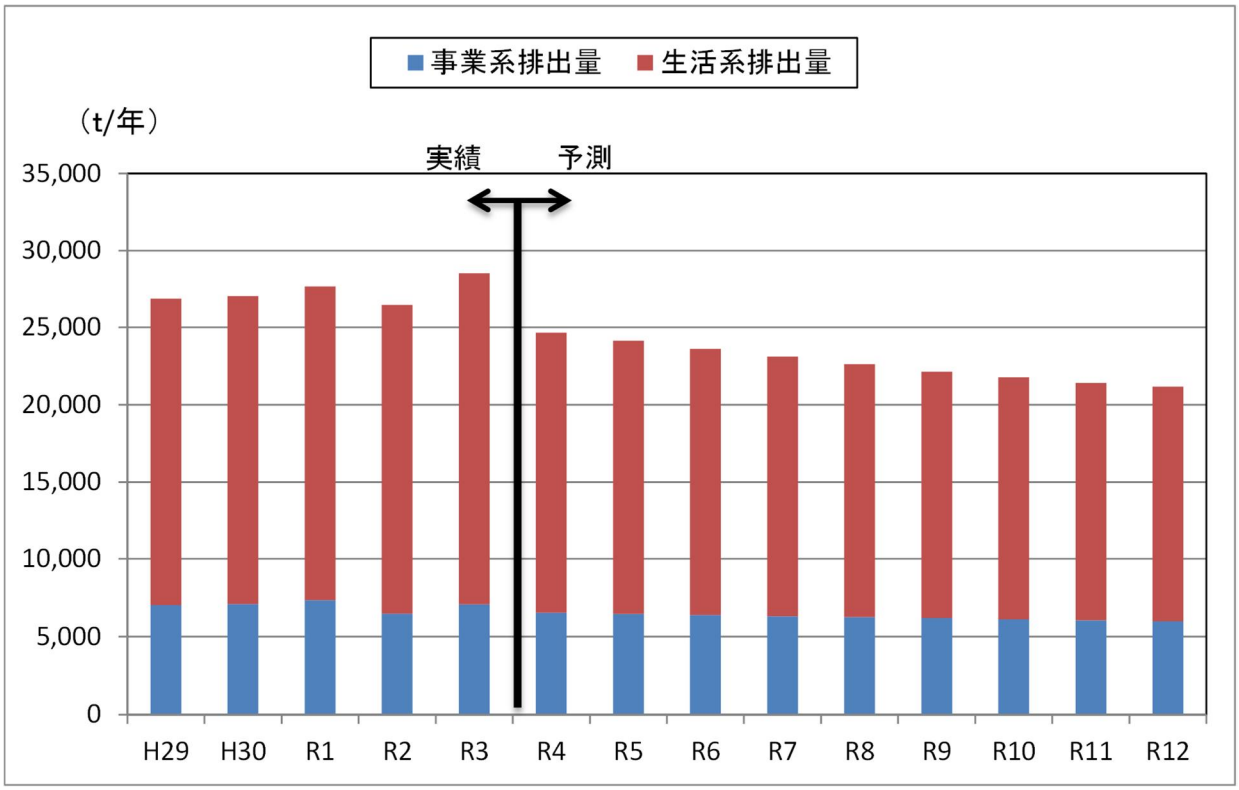

図5　事業系排出量と生活系排出量の推移

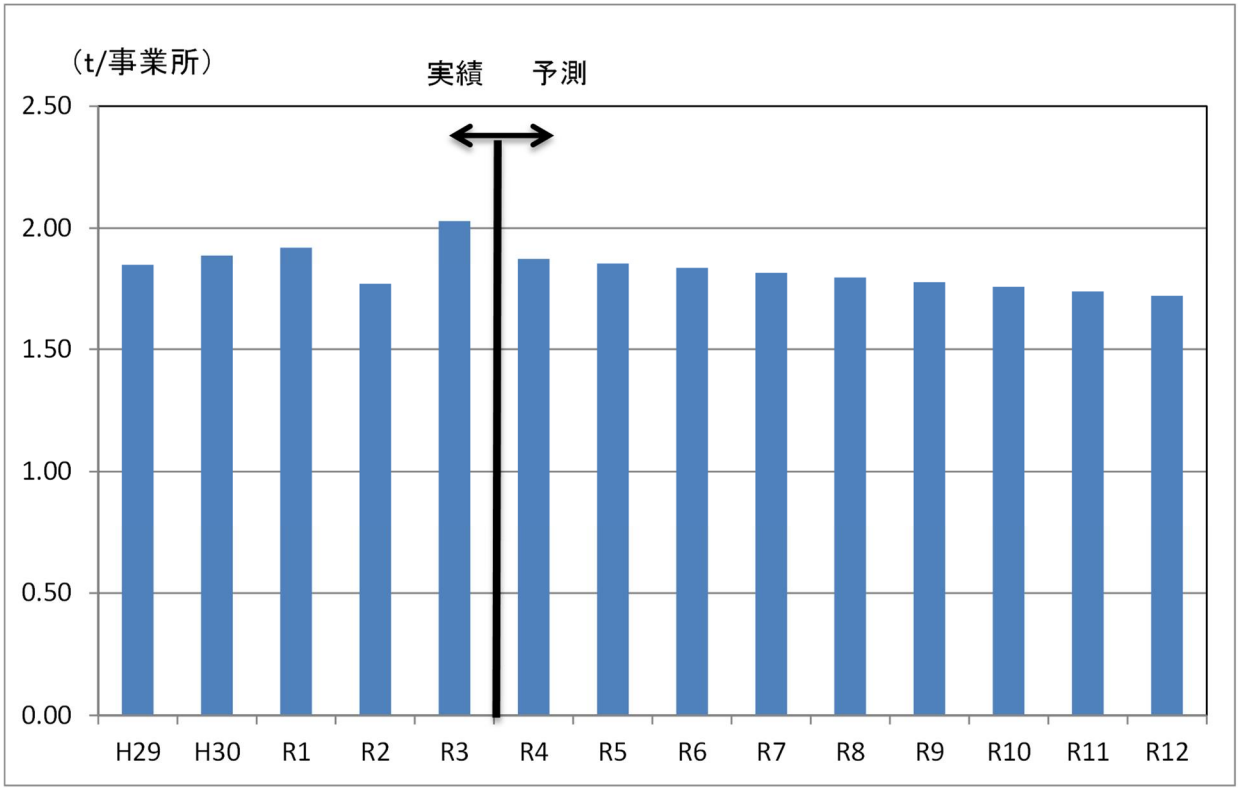

図6　1事業所当たりの排出量の推移

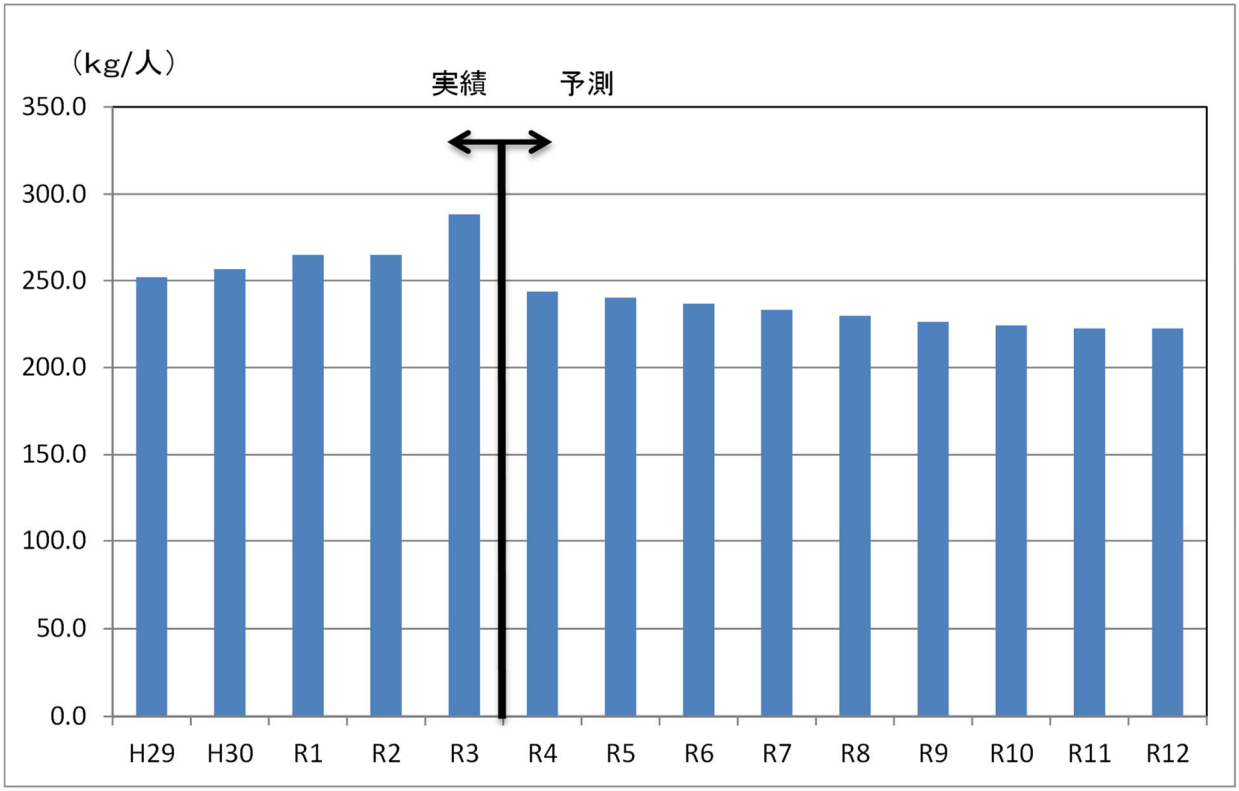

図7　1人当たりの排出量の推移の推移

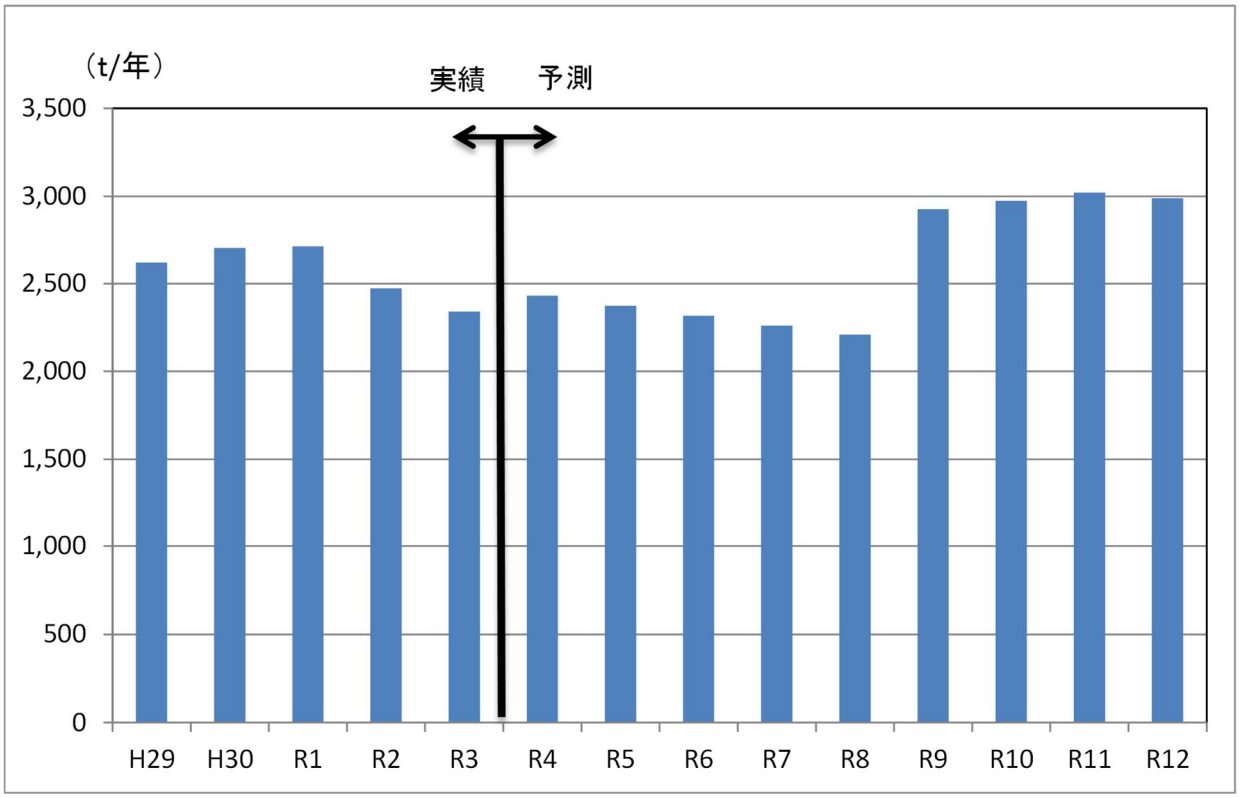

図8　総資源化量の推移

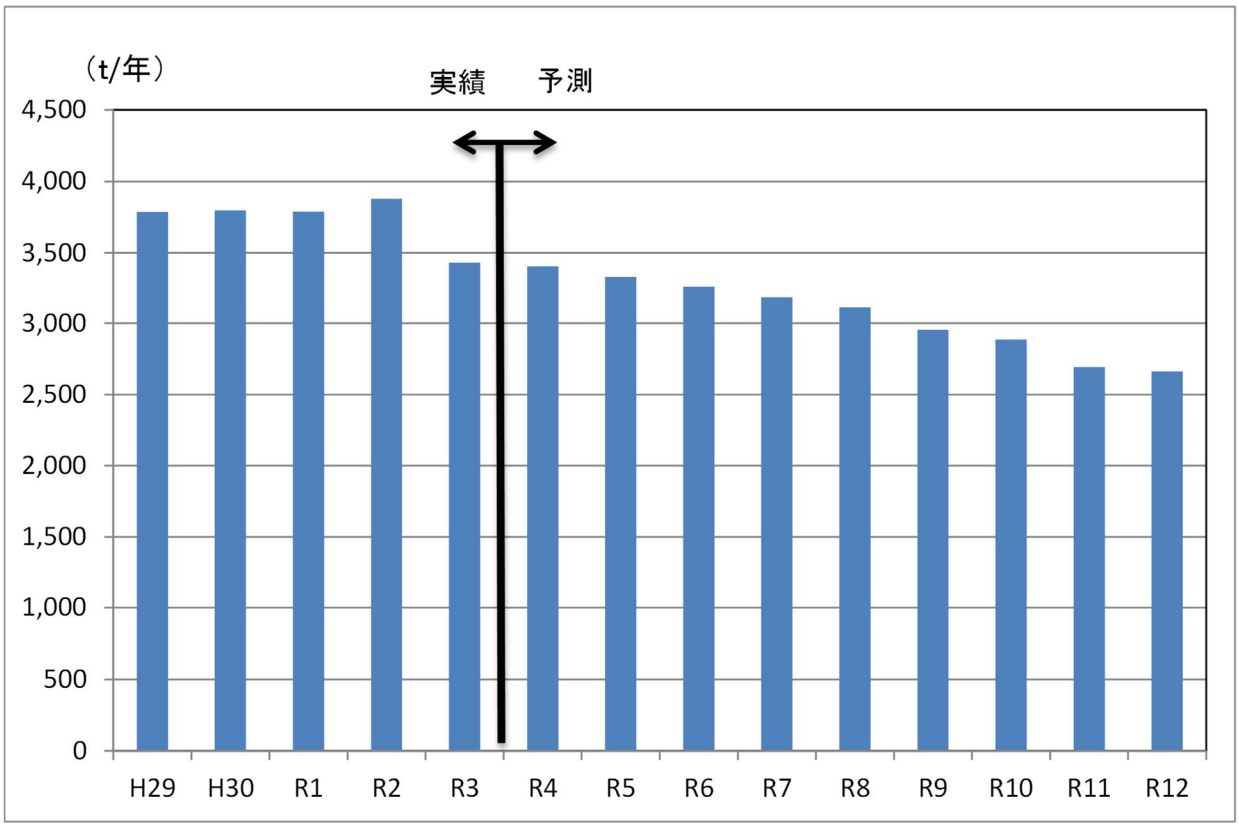

図9　最終処分量の推移

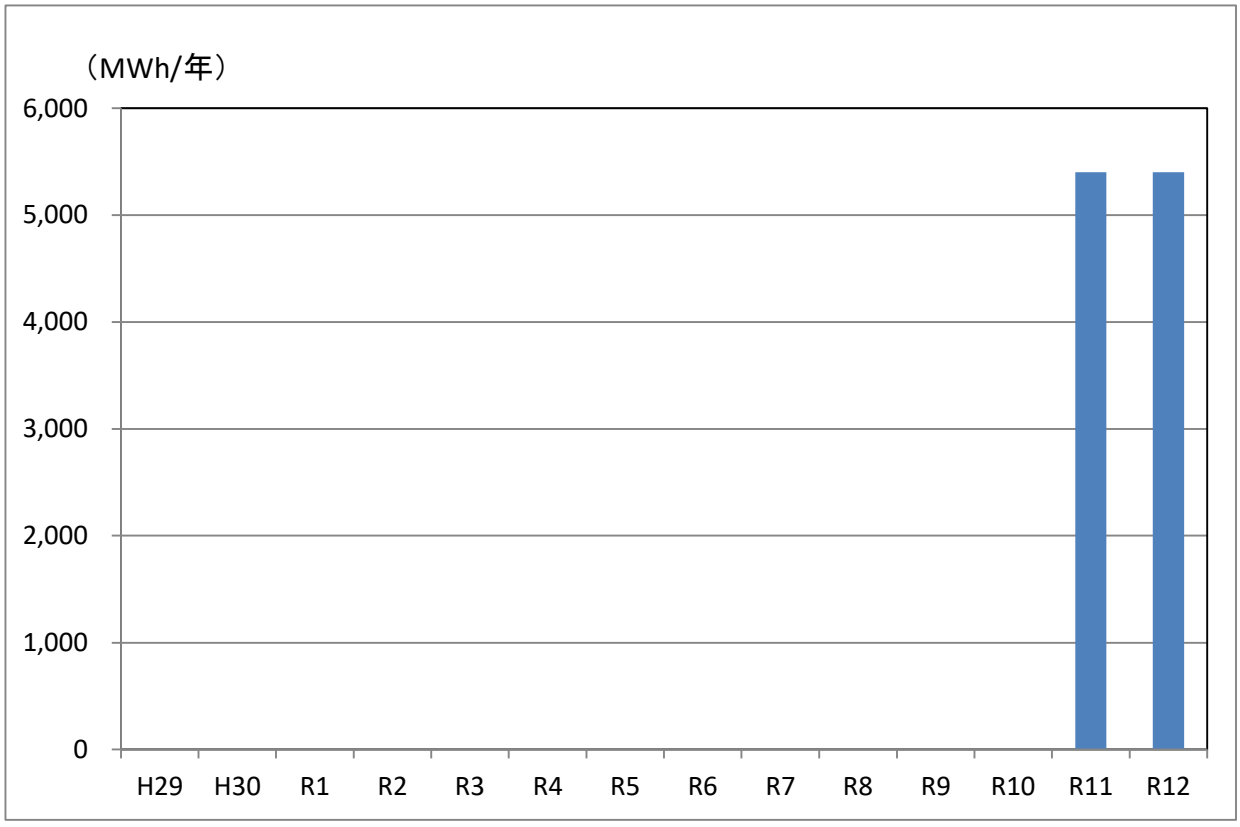

図10　エネルギー回収量の推移

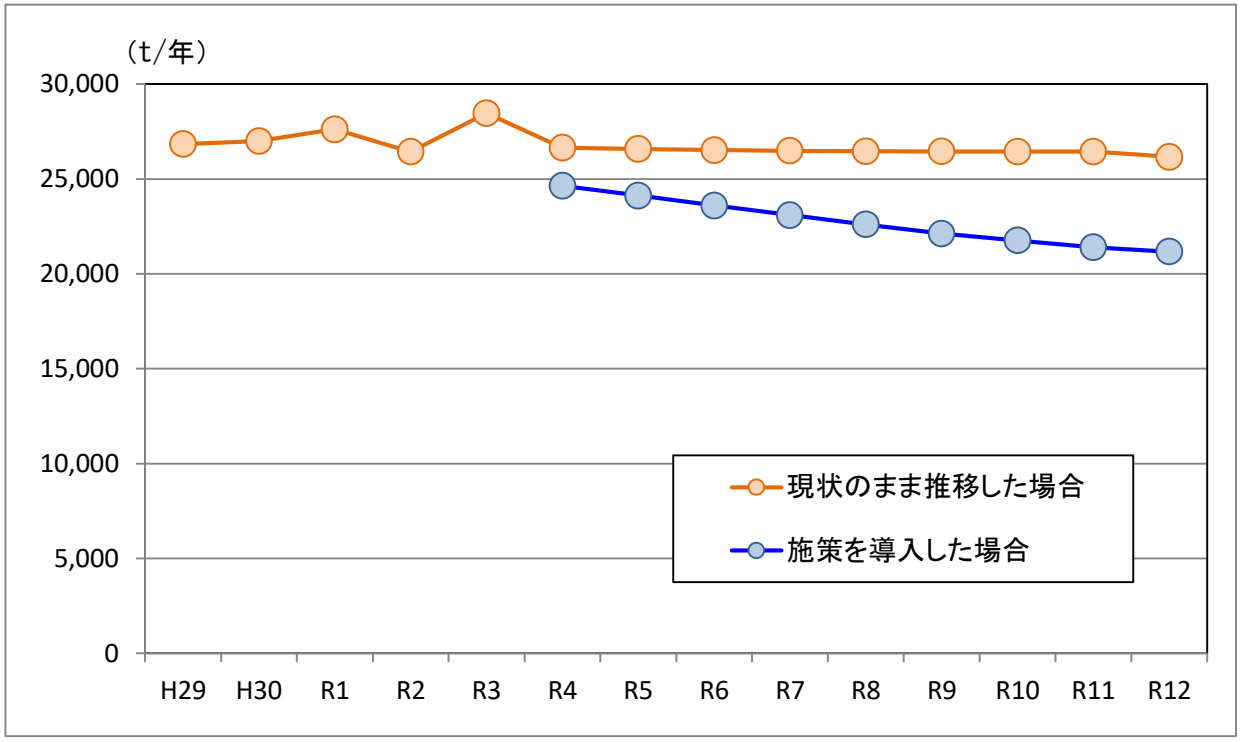

図11　現状のまま推移した場合と施策を導入した場合のごみ排出量の推移

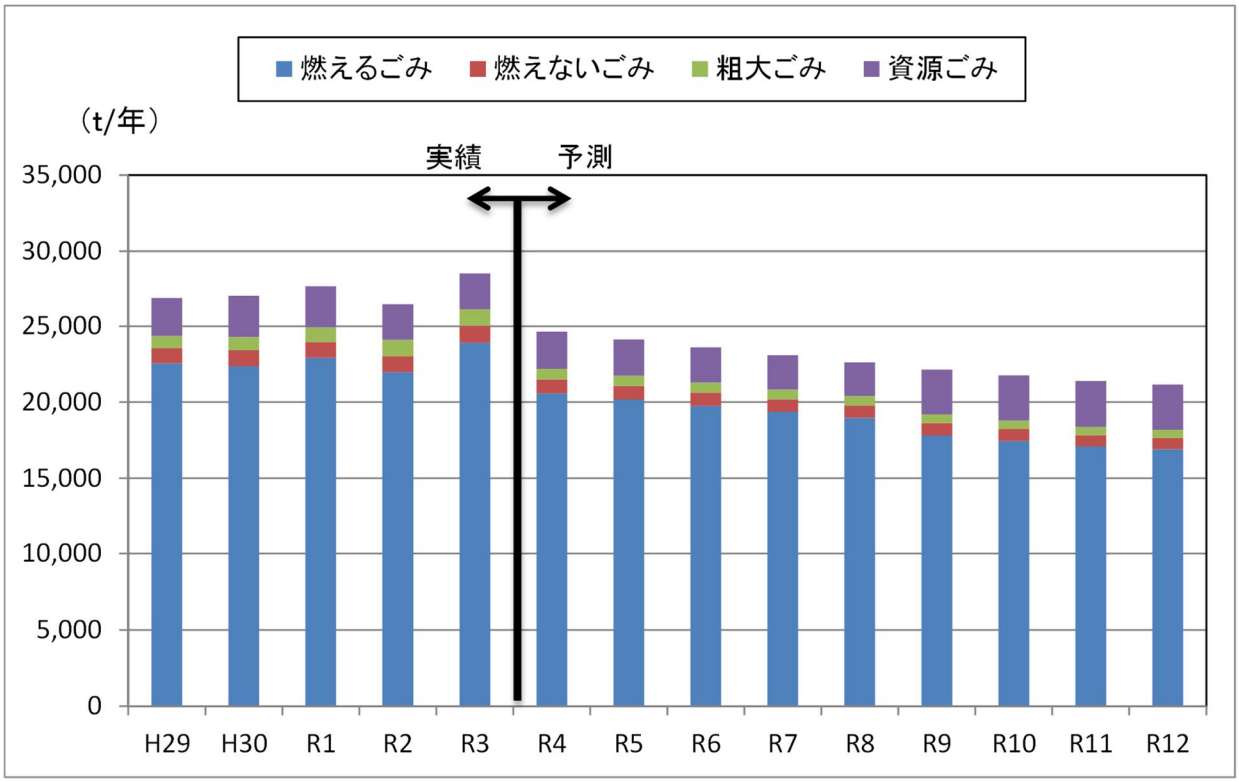

図12　施策を導入した場合のごみ排出量の推移（ごみ種ごと）

別添３　洪水・津波ハザードマップ

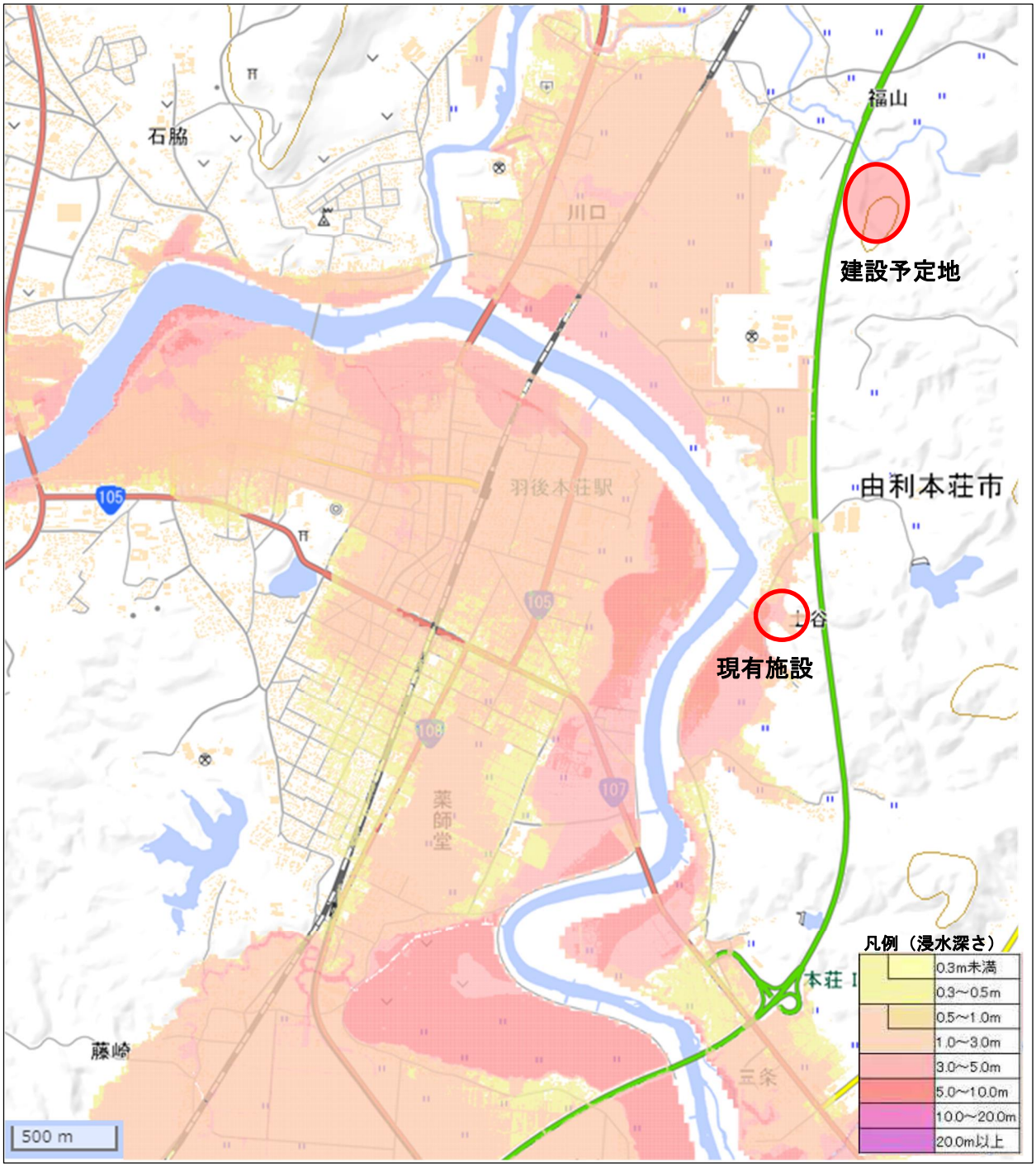

出典：由利本荘市Webハザードマップ